

# 農業用資材等価格高騰対策事業

農業用資材等の価格高騰により、営農に大きな影響が生じている農業者に対し、経営継続を支援することを目的として補助金を交付します。

## 申請 期間

令和4年

10月17日（月）～ 12月23日（金）

## 補助 金額

令和3年分の農業収入の額が、

5,000万円以上	25万円
3,000万円以上 5,000万円未満	20万円
1,000万円以上 3,000万円未満	15万円
500万円以上 1,000万円未満	10万円
100万円以上 500万円未満	7万円
50万円以上 100万円未満	5万円

## 補助対象者

次の(1)～(4)のすべての要件を満たす農業者で、  
今後も営農を継続する意思がある者

- (1) 令和4年4月1日時点において昭和村内に居住する個人事業主  
又は事業所を置く農業法人であること。
- (2) 令和3年分の農業収入を申告しており、かつ農業収入が50万円  
以上であること。  
(法人にあっては、直近事業年度の税申告とする。)
- (3) 昭和村暴力団排除条例第2条各号に規定する者でないこと。
- (4) 申請者及びその世帯員全員に村税等の滞納がないこと。

【 裏面へ続く 】

## 申請書類

- ① 昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）
- ② 令和3年分税申告に係る書類のうち農業収入があることがわかるもの  
個人：令和3年分の確定申告書（第一表）の写し  
または住民税申告書（表裏両面）の写し  
法人：直近の事業年度分の確定申告書（別表一）の写し  
及び決算報告書等（農業収入がわかる試算表など）  
※電子申告をした方は「メール詳細（受信通知）」も添付してください。
- ③ 誓約及び同意書（様式第2号）
- ④ 振込先口座の通帳の写し（表紙面及びかたがけ記載の表紙裏面）

## 申請方法

申請書を昭和村ホームページ又は昭和村役場産業課から取り寄せ、関係書類を添付して、**昭和村商工会へ郵送（12月23日必着）**又は窓口へ提出してください。

※コロナ対策のため、相談を希望する場合は、あらかじめ電話にて事前予約をお願いします。

### 提出先

〒379-1203  
昭和村大字糸井403-1  
昭和村商工会  
(TEL0278-23-2918 受付時間 9:00～17:00)

### お問い合わせ

昭和村役場 産業課 農政係  
TEL 0278-24-5111  
受付時間 8:30～17:15